

求職活動を行うために入所(園)された場合、保育実施期間は3ヶ月で終了します。就職された時には、在職証明書を速やかに提出してください。

入所(園)施設名
保育所(園)
児童クラブ

担当者確認欄

証 明 書

平成 年 月 日

民生委員・児童委員 様

就労・農業以外の理由の方

住所	安芸高田市	番地
氏名		印

私は、下記の理由で、児童の保育をすることが困難であることを証明願います。

1. 入所児童名
2. 児童の保育が困難な理由

a 自営業をしている

名 称		電話番号	
所在地			
代表者		児童の保護者との続柄	
就労時間	午前・午後	～ 午前・午後	まで (月平均 日勤務)
賃 金	(月・日・時給)	円	業務内容

b その他(該当事由にチェックし、下記に日中保育できない状況を詳しく書いてください。)

疾病 看護 求職活動 内職(在職証明書のとれない場合) その他

.....

.....

.....

.....

.....

上記について、相違ないことを証明します。

安芸高田市長 様

平成 年 月 日

民生委員・児童委員

印

- ※ お住まいの地域、仕事場のある地域のいずれか実情のわかる民生委員・児童委員に証明してもらってください。
- ※ 自営業(代表者が保護者本人で、株式・有限会社にされていない場合)、在職証明書のとれない内職、保護者の病気、家庭に長期にわたる病人等があり保護者がいつもその看護にあたっている場合や、求職中等に使用してください。